

小水力発電活用支援事業 実施要領

平成26年3月28日付け農整第1025号
一部改正 平成31年3月28日付け農整第1116号
一部改正 平成31年4月26日付け農整第239号
一部改正 令和5年5月26日付け農整第319号

本事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知。以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

（目的）

第1 県内には農業を主要産業とする農村集落が多数存在しているが、近年の過疎高齢化により担い手の減少が顕著であることから、このままでは地域農業が衰退し、ひいては農村生活が成り立たなくなる恐れがある。

このような農村地域には、再生可能エネルギーの発電賦存量が豊富に存在しており、地域資源として多様な活用が期待されている。このため、農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興および農村生活環境の改善を図る。

（事業内容）

第2 事業内容は以下のとおりとする。

（1）地域振興支援型

農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備であって、発電する電力や売電収益を活用し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善に資することを目的に設置する小水力発電施設の整備

（2）防災機能支援型

農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備であって、災害時の避難所となりうる施設に非常用電源として電力供給するために必要な小水力発電施設および蓄電施設の整備

（3）協議会支援型

岐阜県農業用水利活用小水力発電推進協議会（以下「協議会」という。）が行う、小水力発電施設の導入促進及び適正管理等小水力発電を推進するために必要な取組及び、これら取組に係る諸問題を検討するための活動支援

（事業実施主体）

第3 事業実施主体は、「地域振興支援型」及び「防災機能支援型」については、活用する農業水利施設及び売電収益充対象施設または電力供給対象施設の管理が行える者として、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合とする。「協議会支援型」については、岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」とする。）とする。

(事業の細部運用)

第4 事業の実施にあたっての細部については、別紙1及び別紙2により運用するものとする。

(「地域振興支援型」及び「防災機能支援型」については別紙1、「協議会支援型」については別紙2によるものとする。)

(その他)

第5 本事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土規制法(昭和36年法律第191号)

第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。

附則(平成26年3月28日付け農整第1025号)

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則(平成31年3月28日付け農整第1116号)

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則(平成31年4月26日付け農整第239号)

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附則(令和5年5月26日付け農整第319号)

この要領は、令和5年5月26日から適用する。

別紙1（「地域振興支援型」及び「防災機能支援型」に係る運用）

（事業採択要件）

第1 事業の採択要件は以下のとおりとする。

（1）地域振興支援型

次に定める要件をすべて満たすこと。

- （1）発電施設および発電に利用する農業水利施設が、売電収益の活用により、将来にわたって適切に維持管理されること。
- （2）事業費に見合う効果が見込まれること。
総費用総便益比（B/C）が1.0以上であること。
- （3）売電収益の活用範囲が次に該当すること。
 - ① 土地改良施設の維持管理費（発電に利用する農業水利施設を含むこと）
 - ② 本事業により整備した小水力発電施設の運営費
 - ③ 農村振興に資する公的施設（農業集落排水処理施設、農村活性化施設など）の電気代
 - ④ 地域振興に資する公的施設（学校、役場など）の電気代
 - ⑤ 農村振興に資する活動費（6次産業化の支援など）
 - ⑥ 営農に必要な施設（ライスセンター、選果施設、育苗施設など）の電気代
 - ⑦ 農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費（草刈、清掃、除雪、集落道補修等）
- （4）事業実施主体は、売電収益の活用先等を示した「小水力発電利用計画（以下 利用計画）」を策定すること。
- （5）市町村長は、利用計画の策定について必要な指導と調整を行うこと。
- （6）事業主体が土地改良区、農業協同組合または一部事務組合であって、市町村長を経由せずに直接補助金を交付する必要があると農林事務所長が認める場合にあっては、事業実施主体は、関係する市町村へ利用計画を提出し、必要な指導及び調整を受けたうえ、実施計画を農林事務所長に提出し、その認定を受けること。

（2）防災機能支援型

次に定める要件をすべて満たすこと。

- （1）災害時の避難所となりうる施設（農村活性化施設や道の駅など）の付近を流れる農業水利施設に設置する小水力発電施設であること。
- （2）発電施設を設置する農業水利施設と避難施設の所有者及び管理者の同意を得ていること。
- （3）発電施設および発電に利用する農業水利施設が、将来にわたり適切に維持管理されること。
- （4）蓄電施設の充電容量は、非常時において次に掲げる用途を全て確保できるものであること。
 - ① LEDライト（約20W）5本を36時間（12時間×3日）以上使用できること。
 - ② 携帯電話50台以上を充電できること。
- （5）発電施設は、上記の蓄電施設に対して電力供給を行う施設であって、蓄電容量に対して十分な発電が出来るものであること。

（県補助率）

第2 本事業に係る県補助率は、50%とする。

ただし、整備個所が振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定地域内の場合は55%とする。

(補助対象経費)

第3 本事業に係る補助対象経費は以下のとおりとする。

(1) 地域振興支援型

発電施設の整備に係る工事費（純工事費、測量および試験費、用地費および補償費）

(2) 防災機能支援型

発電施設および蓄電施設の整備に係る工事費（純工事費、測量および試験費、用地費および補償費）

(事業の実施)

第4 事業の実施手続きは以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、県単独土地改良事業採択要望調書（取扱要領第3号様式）に事業計画概要書（様式第1号）及び地域振興支援型にあつては小水力発電利用計画書（様式第4号）を添付して、農林事務所長に提出する。
- (2) 事業実施主体が土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合の場合にあつては、所管の市町村に前号の書類を提出する。提出を受けた市町村は、その内容が適当であることを確認したうえで、農林事務所長に進達する。
- (3) 農林事務所長は、前号及び前々号により提出のあつた要望書の内容が適当であると認めるときは、経由印押印の上、知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、提出のあつた要望書を審査し、事業を実施することが適当であると認めるときは当該事業を採択し、事業採択通知書（様式第2号）により農林事務所長を経由して事業主体に通知するものとする。

(事業完了後の取り扱い)

第5 本事業のうち地域振興支援型及び防災機能支援型については、事業が完了した時は、事業主体は施設の現況を明らかにするため、完了地区台帳（様式第3号）を整備し、農林事務所長に提出するものとする。

2 農林事務所長は、前項により提出のあつた完了地区台帳を、翌年度の4月30日までに知事に提出するものとする。

(発電施設の管理運営の取り扱い)

第6 本事業のうち地域振興支援型で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 発電施設の管理運営者の報告

発電施設の管理運営者は、電気事業者との電気事業法（昭和39年法律第170号）第25条の規定に基づく振替供給等に関する契約を締結し、又は変更したときは、直ちに以下の資料を知事に提出するものとする。

ア 電気事業者との振替供給等に関する契約書の写し

イ 小水力発電施設に関する収支計算書（様式第5号）

(2) 会計管理

(1) 発電施設の管理運営者は、発電事業の会計にあたり収入と必要額を明確に区分するため、複式簿記（貸借対照表と損益計算書）を用いるなど、適正な会計管理を行うこと。

(2) 発電施設の管理運営者は、損益計算書等の会計管理記録（写）について、会計年度の翌年度の4月30日までに農林事務所長に提出するものとする。

(3) 県への納付

発電施設の管理運営者は、当該施設による売電により得た収入が、第1(1)の(3)に掲げる売電収益の活用範囲に要する費用を上回る場合においては、その差額に県の補助率を乗じた額を県に納付するものとする。

別紙 2（「協議会支援」に係る運用）

（事業採択要件）

第 1 次に定める要件をすべて満たすこと。

- (1) 協議会の運営等に係る規約、その他の必要な規程にある支援内容であること。
- (2) 補助を受ける支援内容を示した「事業実施計画書」を策定すること。

（県補助率）

第 2 本事業に係る費用は、予算の範囲内で全額県が負担するものとする。

（補助対象経費）

第 3 事業の実施に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

ア	賃金	事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
イ	報償費	事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金等謝礼に必要な経費（「対外交渉費等の予算執行基準について」に基づく単価の設定根拠によること）
ウ	旅費	事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合わせ及び資料収集等に必要な旅費、又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
エ	需用費	事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
オ	役務費	事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
カ	委託料	事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
キ	使用料及び賃借料	事業の実施に直接必要な車両等の借上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
ク	備品購入費	事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
ケ	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
コ	共済費	ア及びケに該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
サ	補償費	事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
シ	資材購入費	事業の実施に直接必要な資材の購入費
ス	機械賃料	事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
セ	負担金	事業の実施に必要な研修等を受講する経費

（事業の実施）

第4 事業の実施手続きは以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第6号）を作成し、知事に提出する。
- (2) 事業実施計画書は、事業を行おうとする年度の4月末までに提出するものとする。
- (3) 知事は、事業実施計画書が適正であると認められた場合は、様式第7号により承認するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3)による承認の通知を受けた事業実施計画書について、総事業費の変更を伴う変更又は事業計画の中止若しくは廃止については、(1)に準じて行うものとする。

(交付申請手続き等)

第5 第4の(3)により事業実施計画書が承認された場合、事業実施主体は当該年度の5月末日までに交付申請書を知事に提出するものとする。

(事業完了後の取り扱い)

第6 事業実施主体は、知事が定めるところにより、事業実施報告書（様式第8号）により、本事業の実施結果を当該年度の翌年度の4月末までに、知事に報告するものとする。